

基本方針 快適な都市環境の確保

1 ゆたかな緑の確保

(1) 緑の基本計画

公園や緑地は、私たちの生活に自然の美しさや季節感をもたらすとともに、人工的要素の多い都市空間にうるおいを生み、人々にやすらぎを与えてくれます。緑豊かなオープンスペースは、都市景観の重要な構成要素であり、市民の憩いの場やレクリエーションの場となり、災害時には避難場所としての役割を果たすとともに、騒音の防止や気候の調節、大気の浄化を行うなど多面的な機能を持っています。

このように、良好な環境を保ち、安全で快適な都市生活を営む上で、公園や緑地は重要な役割を担っています。

釧路市では、地域の特性を活かした公園・緑地を計画的に配置するなど総合的・体系的な公園・緑地の整備を進めていくため、平成13年3月に「釧路市緑の基本計画」を策定しました。

また、平成20年度には、阿寒地域と音別地域について、「緑の将来像」及び「総合的な緑地の配置方針」を定めた「阿寒地域・音別地域 緑の基本計画」を策定しました。

(2) 公園・緑地の整備、充実

釧路市では、公園や緑地の整備や充実をすすめています。釧路市には、都市公園法に基づく「都市公園」と条例に基づく「ふれあい公園」などがあります。釧路地区、阿寒地区、音別地区をあわせた公園の開設状況は、261カ所、面積391.71ha、市民一人当たりの公園面積は21.17㎡となっています。なお、市内の都市域にある都市公園を市域内人口（千人単位四捨五入）で割った市民一人当たり都市公園面積は、平成21年度で21.4㎡/人となっています。また、市街地における緑地面積は平成21年度で605.0haとなっています。

平成21年度は、釧路大規模運動公園、文苑4号公園、昭和11号公園などの整備や充実を行っています。また、平成13年度から、市民が考え、つくり、育てることをテーマに、手作り公園支援事業を実施し、住民が主体となり、各公園を整備しています。また、既設の公園の美化活動を行う公園里親制度に平成21年度は一つの公園里親が廃止されましたが、新たに4つの公園が登録され、計31公園となりました。（93、94ページ参照）

愛国緑地樹林地の再生を住民と協働で行う愛国緑地修景事業として、平成21年度は、広報誌の発行や検討会の開催を行いました。

表4-3-1 公園の開設状況

公園の種類		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
		箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)	箇所	面積(ha)
都市公園	街区公園	198	39.55	199	39.60	202	40.10
	近隣公園	14	23.80	14	24.00	14	24.00
	地区公園	4	20.00	4	20.00	4	20.00
	総合公園	4	156.00	4	156.00	4	156.00
	運動公園	1	61.80	1	61.80	1	61.80
	特殊公園	1	0.63	1	0.63	1	0.63
	都市緑地	19	75.72	20	75.74	21	76.83
ふれあい公園		14	12.35	14	12.35	14	12.35
合計		255	389.85	257	390.12	261	391.71
人口(千人)		190		188		185	
一人当たり面積(㎡)		20.52		20.75		21.17	

釧路市の行政区域外に設置されている公園も含む

表4-3-2 平成21年度におけるおもな公園・緑地の整備・充実

公園・緑地の名称	整備等の内容
釧路大規模運動公園	外構工事、植栽工事、自然ふれあい広場整備
文苑4号公園	園路広場、植栽、便益施設、休養施設、管理施設等
昭和11号公園	園路広場、植栽、休養施設、管理施設等

釧路市におけるおもな公園の状況は以下のとおりです。

都市公園

ア 春採公園

春採公園は、面積が68.6haあり、このうち春採湖が36.1haを占めています。都心に近い位置にあり、湖を持つユニークな公園で、周遊園路などが整備され、市民に親しまれています。平成19年度には、「日本の歴史公園100選」に選定されました。

イ 山花公園

山花公園は、旧釧路市と旧阿寒町にまたがる公園で、動物園、ホースパーク、池広場、オートキャンプ場などが整備されています。

ウ 釧路大規模運動公園

釧路大規模運動公園は、野球場や陸上競技場などの運動施設を備えた釧路圏域のスポーツやレクリエーションの拠点となる公園を目指して整備がすすめられ、野球場、陸上競技場、サッカー場、テニスコート、ゲートボール場、ソフトボール場、子供の広場、水辺広場などが整備されています。平成19年度より、総合体育館建設工事（建築主体工事他）に着手し、平成20年9月竣工、「湿原の風アリーナ釧路」としてオープン致しました。

エ 武佐の森緑地

武佐の森は、市街地に接した緑地で、鉄道防雪林として残されてきたものです。森の中には、樹齢200年を超えるミズナラの巨木などがあり、野鳥をはじめとする野生生物が数多くみられるなど豊かな自然が残っています。また、貝塚や住居跡などの遺跡も多く、地域住民の憩いの場、環境学習の場となっています。散策路や広場、休憩施設などの整備がされています。

オ 新釧路川緑地

新釧路川の河川敷を活用した都市緑地で、野球場やサッカー場、ラグビー場、パークゴルフ場などの運動施設を主体に、散策路や広場などの整備が行われています。

その他の公園

ア 村田公園

村田公園は、釧路町トリトウシに位置する面積107.9haの公園です。昭和54年、保健保安林（防霧保安林兼種）に指定されています。中央広場を中心に園内6kmの遊歩道が作られており、自然観察等ができるように整備されています。

イ 丹頂鶴自然公園

丹頂鶴自然公園は、昭和33年、タンチョウの保護・育成を図るために開園された公園です。昭和43年に自然ふ化、昭和45年には人工ふ化に成功しています。広さ約9.8haの公園内では一年を通じてタンチョウの姿を見ることができます。

(3) 公共空間の緑化

街路樹は、美しい町並みの創造や快適な都市空間の確保などのほか、大気汚染や騒音の緩和などにも役立っています。

釧路市では、歩道の整備にあわせ、市道の緑化をすすめており、国道、道道、市道をあわせた釧路市内の道路植栽の整備状況は、平成21年度で延長261.1kmとなっています。

また、公園、学校、公営住宅などの公共施設において植栽や花壇の整備などの緑化をすすめています。

(4) 開発許可にあたっての緑化指導

都市計画法では、建築物等を建築する目的で行う土地の区画形質の変更をする土地の規模(市街化区域は1,000㎡以上、市街化調整区域は全て、都市計画区域外は10,000㎡以上)に応じて開発許可が必要であり、3,000㎡以上の開発行為に関しては、3%以上の緑地等の確保が義務付けられており、釧路市では開発事業者に指導を行っています。

(5) 緑化活動の推進

みどりあふれる街づくりをめざし、市民参加による地域全体での緑化活動をすすめています。

表4-3-3 おもな緑化活動の取り組み (平成21年度)

春採湖修景緑化	市民の手による公共空間の緑化をすすめています。
愛国緑地修景再生	市民の手による公共空間の緑化をすすめています。平成21年度は、209本の捕植をしています
フラワー通りの道づくり事業	歩道を花で彩るために、フラワーボックスの貸し出しや町内会等の協力で道路の植樹ますや公園に花を植えています。平成21年度は77個のフラワーボックスを貸し出しています。
チューリップいっぱい運動	市民団体の協力で、鶴ヶ岱公園などにチューリップ花壇を作っています。平成21年度は18,000球が開花しました。
街の緑パネル展	緑化意識の向上のため、パネル展を開催しています。平成21年度は市役所ロビー・阿寒町公民館・音別町ふれあい図書館みなる77で開催しました。
緑の愛護賞	地域緑化に貢献した団体や個人を表彰しています。平成21年度は15個人、2団体が参加しました。
花壇コンクール	個人や団体が造成した花壇のコンクールを行っています。平成21年度は6個人44団体が参加しました。
市民植樹祭・育樹祭	市民の参加で木を植え、育てる植樹祭・育樹祭を開催しています。平成21年度は、植樹祭は562人の参加で936本を植樹。育樹祭は133人の参加で117本の剪定と191株の枯れ木の撤去を行ないました。
緑化推進員の依頼	緑化推進員を活用し、緑化園芸に関する情報の提供を進めています。平成21年度には198人に緑化推進員を依頼しました。
海のフラワーポート事業	MOO周辺・国際交流センター前道路にプランターを設置し、市民協働で植栽を行っています。平成21年度は128人の市民が参加しました。
空のフラワーポート事業	釧路空港にプランターを設置し、市民協働で植栽を行っています。平成21年度は144人の市民が参加しました。
農村景観形成活動事業	農業農村交流拠点施設のある山花地区を中心として農村景観形成の整備振興を図るため、市民協働で植栽等を行っています。平成21年度は山花鶴丘地区の道道植樹樹等に、ピオラ、マリーゴールド等5種を800本の植栽を行い、延べ30人が参加しました。
なかよし花街道事業	阿寒本町地区の国道沿線7町内会が、国道沿道部分両側約2.4kmの区間に植栽を行っています。平成21年度は延べ950人が参加し、マリーゴールドの苗14,720株、サルビアの苗7,360株、計約22,000株の苗の植え付けを行いました。

2 ふれあえる水辺づくり

(1) 親水空間の整備

釧路市には、釧路川・新釧路川などの河川や港湾・海浜、春採湖などの水辺があり、いずれも貴重な水辺として、市民に親しまれています。

水辺は、水と緑の空間として地域社会にうるおいを与え、まちの景観形成や余暇の有効利用などにおいて重要な役割を果たしています。快適な都市環境を創出するため、河川や海岸などの親水空間の整備を図ることが求められています。

釧路川河畔整備

釧路川の上流部は水際にヨシ原や干潟が形成され野鳥が生息する自然性の高い地域ですが、下流部は水際が岸壁となっており後背地も事務所などの建物が接していることから緑地が少ない地域となっています。釧路市では、北海道とともに「ふるさとの川推進懇談会」を組織し、市民の参加・協力を得ながら、釧路川下流部の水際における緑化などについて検討を行っています。また、平成9年には「旧釧路川リバーサイドパーク基本計画」を策定し、市のシンボルゾーンである幣舞橋から久寿里橋間の河畔において、个性的で親水性豊かな都市空間の創出に努めています。平成21年度は、左岸のプロムナードや舟着き広場の整備、リバーサイドパークサインの設置を行いました。

新釧路川緑地整備の状況

新釧路川は、水と緑による広い空間を形成し、郊外から市街地までを直線状に貫いている市の代表的な景観地です。釧路市では、新釧路川の河川敷に昭和48年度より野球場・サッカー場などの運動施設や園路・芝生・サイクリングロードなどの河畔整備を行っています。

春採湖周辺整備

春採湖を包含する春採公園は、市街地内において貴重な自然に恵まれ、ボート遊びや自然観察ができる憩いの場として多くの市民に親しまれています。昭和28年から総合公園としての整備を行っており、野草園や野鳥観察施設が整備されているほか、湖岸の周遊園路や人道跨線橋など岸辺の散策が安全に楽しめる施設が整備されています。

千代ノ浦漁港マリナーパークの整備

千代ノ浦海岸では、漁港整備にあわせ、市民が水辺に親しめる施設として、釣護岸、親水公園、販売施設などの施設が整備されています。

港湾緑地

釧路港の釧路フィッシャーマンズワーフとその周辺地区には、MOOやEGG、幣舞橋、港文館など釧路川とともに釧路を代表するウォーターフロント景観がかたちづくられています。また、釧路港には、緑豊かで親しみのある水辺空間を創出するため、港湾整備計画に基づき、港湾緑地が整備されています。

馬主来湖の保全

音別地区の馬主来湖は日本の湿地500選にも指定されており、古くからシジミ貝が採取できる湖沼として知られているほか、野鳥の観察や自然景観が優れた場所としてその保全を図っています。

(2) 水辺とのふれあい体験

釧路市では、春採湖水辺教室、春採湖水辺のいきもの観察会など水辺を活用した自然観察会や学習会を開催しています。

3 良好な景観の形成

(1) 景観に配慮したまちづくり

良好なまちの景観は、地域の自然、歴史、文化等と市民の生活等との調和により創出され、地域に暮らす人々の共通の財産として、潤いのある個性豊かなまちづくりに欠かせない重要な役割を担っています。

釧路市は、平成17年の3市町合併により、各地域が培ってきた多様な産業、歴史や文化、二つの国立公園をはじめ、海、山、湿原、湖沼、河川などの世界に誇れる豊かな自然が一つになり、多彩な景観資源を有しています。

釧路市では、平成3年に「釧路市都市景観形成基本計画」を策定して以来、平成5年に「釧路市都市景観形成ガイドライン」、平成7年に「釧路市都市景観要綱」、平成19年に、自主条例となる「釧路市景観条例」を制定し、景観づくりに関する施策を推進してきました。さらに平成20年には「景観法」に基づく「景観行政団体」となり、平成21年には、景観づくりの指針となる「釧路市景観計画」を策定し、計画の運用にあたり必要な手続きを規定するため、新たな「釧路市景観条例」を制定しました（計画及び条例は平成22年4月1日施行）。

今後は、釧路市景観計画に基づく実効性ある施策を進め、景観特性を活かした、釧路らしい魅力ある良好な景観形成の推進に努めていきます。

(2) 大規模行為の届出

大規模な建築物、工作物の新增改築や土地の形質の変更などは、周辺の景観に大きな影響を与えることから、釧路市景観条例では、市内で行われる大規模行為についての届出をお願いするほか、景観形成基準を定め、周辺の景観と調和した景観づくりが行われるよう、助言、指導することとしています。

平成21年度は、条例に基づき、13件の届出があり、指導を行っています。

(3) 釧路市景観賞

景観づくりについての市民の意識向上を図るため、平成4年度から「釧路市都市景観賞」（平成20年度（第12回）から「釧路市景観賞」に名称を変更）を設け、自然やまちなみと調和し、良好な景観を創り出している建造物などを募集し、所有者などを表彰しています。

表4-3-4 景観賞授賞状況

	受賞作
平成10年度（第7回）	NTTDoCoMo 釧路ビル インディアン工房 カボチャール 無料循環バス くるりん [特別賞]
平成12年度（第8回）	北海道立釧路芸術館 炉ばた 煉瓦 [奨励賞] 浪花町十六番倉庫 [奨励賞]
平成14年度（第9回）	釧路信用組合本店 (旧)五十嵐邸
平成16年度（第10回）	幣舞橋 [第10回記念釧路市都市景観賞特別賞] 痴呆性高齢者グループホーム さんぼみち [奨励賞] ふくしま医院 [奨励賞]
平成18年度（第11回）	なかよし花街道 特別養護老人ホーム 釧路北園啓生園 [奨励賞]
平成20年度（第12回）	株式会社大塚製薬工場 釧路工場 [特別賞] Bread & sweets cafe Pan de Pan [奨励賞] amicafe [奨励賞] 山本クリニック [奨励賞]

平成10年度以降は、1年おきの選定となっている。

4 歴史的文化的環境の保全

(1) 史跡・文化財の保護、活用

長い歴史の中で生まれ、継承されてきた文化遺産には、歴史的、学術的、芸術的に価値の高いものがあり、これらを文化財といいます。文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6種類に分けられ、それぞれに国・道・市が指定したものがああります。

釧路市では、釧路湿原をはじめとする貴重な自然資源に恵まれ、史跡や埋蔵文化財なども数多く存在しており、国・道・市から合計25件もの文化財が指定を受けています。

これらは、釧路市の歴史や文化を理解する上で欠くことのできないものであり、これらを保存し良好な状態で残していくことは、将来の文化の向上・発展のために非常に重要です。また、これら歴史や伝統を伝える建造物や文化財などの文化遺産は、地域の景観を形成する重要な要素であり、私たちの生活に安らぎやうるおいを与え、郷土意識を高めるために欠かせないものとなっています。

文化財の保護保存や活用などを図るため、国においては昭和25年に文化財保護法が制定されています。また、釧路市においては、昭和50年に釧路市文化財保護条例を制定し、市内の文化財の保護・保存・活用に努めています。

釧路市には現在、5カ所の国指定史跡と1カ所の市指定史跡があります。このうち東釧路貝塚、北斗遺跡の2カ所については整備を完了しましたが、その他については未整備のまま保存されています。これらの史跡については、周辺の草刈りを行うなど地域住民へ悪影響を及ぼさない環境づくりを行っています。

表4-3-5 指定文化財一覧

分 類		指 定	名 称
記念物	史跡	国	モシリヤ砦跡
			鶴ヶ岱チャランケ砦跡
			春採台地竪穴群
			東釧路貝塚
			北斗遺跡
		市	三津浦古谷遺跡
	特別天然記念物	国	タンチョウ
			阿寒湖のマリモ
	天然記念物	国	釧路湿原
			春採湖ヒブナ生息地
			クマゲラ
			オジロワシ
			シマフクロウ
市		キタサンショウウオ	
		砂岩脈(サンド・ストーン・ダイク) 谷地坊主(ヤチボウズ)	
民俗文化財	重要無形民俗文化財	国	アイヌ古式舞踊 紀ノ丘神楽
有形文化財	彫刻	道	円空作観音像
	古文書	市	佐野家文書
	歴史資料	市	市河文書
			永久保秀二朗日誌
			釧路新聞
考古資料	市	星兜(残欠)	

(2) 文化的遺産の調査と保全

埋蔵文化財とは、土器や石器、貝塚や住居跡など地中に埋もれている文化財のことで、これらを包蔵している土地を埋蔵文化財包蔵地（一般には「遺跡」）といい、市内には周知の埋蔵文化財包蔵地が135カ所あります。

釧路市では、埋蔵文化財調査センターを設置し、埋蔵文化財の保護や調査研究などを行っています。

また、包蔵地の開発行為（工事）が計画されたときには、事業者との事前協議を行い、現状保存するための対応を行っています。計画変更ができない場合には事前発掘調査を実施し、記録を保存しています。

(3) 「釧路の海霧（うみぎり）」かおり風景100選の認定

長い間慣れ親しみを持ったにおいて、人は安らぎや心地よさを感じるといわれています。まちや地域ごとに漂う独特のにおいは、訪れた人にまちを印象づけると同時に、そこで生活する人々に安らぎを与えるひとつの要素でもあります。

平成13年、良好なかおりとその源となる自然や文化 - かおり環境 - を保全・創出する目的で、全国から100地点を選出する「かおり風景100選」を環境省が公募し、600の候補の中から、釧路の夏の風物詩ともいえる霧（ガス）が、「釧路の海霧（うみぎり）」として認定されました。

環境保全課では、霧を題材とした俳句や短歌などを市のホームページにおいて紹介しています。

5 都市美化の推進

(1) ごみのポイ捨て防止対策

釧路市みんなできれいな街にする条例

ごみの散乱を防止するための総合的な対策が求められていることから、平成17年10月「釧路市みんなできれいな街にする条例」を制定しました。特にこの条例では、美観推進重点区域を指定しており、この区域内で空き缶及び吸殻等を投棄した場合、持ち帰りや回収などの必要な措置について、市長は命令することができます。命令に違反した場合、30,000円以下の罰金を課すこととしております。

表4-3-6 美観推進重点区域

区 域	範 囲
新富士・星が浦地区	新富士町6丁目、星が浦南1丁目、星が浦南2丁目、星が浦南3丁目
新釧路川緑地地区	昭和、昭和町1丁目、治水町、東川町及び愛国の各地先並びに昭和町1丁目
美原・芦野・文苑地区	美原全域、芦野全域、文苑全域
北大通地区	北大通全域、錦町2丁目
米町地区	米町全域
春採公園地区	春湖台

平成17年釧路市告示第12号

市民との協働による清掃活動の実施

釧路市では、商工会議所や連合町内会などの各種団体で構成する「釧路市マチをきれいにする推進協議会」を中心に関係機関等と連携し、春の全市一斉清掃や秋の自主清掃運動などの活動や普及啓発を実施しています。

また、「集まれごみひろい隊会」、「春採公園クリーン作戦」、「清掃ボランティア制度」や連合町内会による「環境美化活動」、自主的清掃実施団体などの市民ボランティアによる清掃活動をすすめています。

普及啓発

釧路市では、「釧路市マチをきれいにする推進協議会」と連携してごみのポイ捨て防止に関する普及啓発を実施しています。平成21年度は街頭啓発、ポスターコンクール、市広報紙や出前講座などの普及啓発を行っています。

自然の番人宣言

自然の番人宣言は、釧路圏域に住む人が自ら「自然の番人」として不法投棄やポイ捨てに目を光らせ、釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重な自然環境を守り、次世代に引き継いでいこうとするもので、平成18年4月に釧路管内8市町村が共同で制定しました。また、宣言に賛同している団体は平成22年12月末現在で425団体（釧路・根室管内）に上っています。

この宣言は道内初のもので、抑止力として法律等の罰則に求めるのではなく、勇気を持って通報する仕組みの徹底や環境教育の充実など、宣言に基づく行動計画の実施によって住民運動として定着させることを目的としています。

現在、釧路管内の8市町村の首長で組織している『自然の番人宣言』推進委員会を設立して様々な啓発活動等を行っています。

自然の番人宣言

釧路圏域は釧路湿原国立公園、阿寒国立公園、厚岸道立自然公園をはじめとする貴重且つ雄大な自然環境を背景に生活と生産が営まれ、また、圏域のみならず、全国民の財産としても位置づけられ、多くの方が訪れる地でもあります。

今の自然環境は、この地に住む人々が代々大切に守り育ててきたものであり、次世代に伝えなければならない責務が私たちにはあることから、最大限の努力を行って参りました。

しかしながら、近年、多くの方々の努力を踏みにじる廃棄物の不法投棄、ポイ捨てなどの行為が後を絶たず、明るい未来に影を落としています。

ここに、圏域に住む私たちは自然の番人として立ち上がり、廃棄物の不法投棄やポイ捨てなどから自然環境を守り、引き継ぐことを目的に以下のとおり、宣言するものです。

1. 私たち自然の番人は、この自然環境が圏域のそして、全国民の財産であることを深く認識し、自らを律し、不法投棄、ポイ捨ては行いません。
2. 私たち自然の番人は、不法投棄やポイ捨てを許さず、発見した場合は勇気を持って対処します。
3. 私たち自然の番人は、美しい自然環境を未来に引き継ぐため環境教育の充実に取り組みます。
4. 私たち自然の番人は、圏域外の方々が自然の番人となるべく広くこの思想の普及をします。

平成18年4月1日

(2) 空き地、市道の適正管理

釧路市空き地管理指導要綱

釧路市では、空き地の所有者が適正な管理を行うように「釧路市空き地管理指導要綱」を定めて指導しています。

平成21年度には、46件の空き地に関する苦情が寄せられ、市は所有者への指導や草刈についての業者のあっせんを行っています。

市道の管理

釧路市では、市道の適正な管理を行っています。平成21年度は、道路面の清掃を延長961.9km、越冬汚泥の除去を延長116.5km、排水路の草刈を延長6.3km、道路路肩の草刈を延長222.1km実施しています。

また、道路の占用許可にあたっては、パトロールを実施し、適正な使用を指導していま

す。平成21年度は1,947件の許可件数で206件の指導を行いました。市道に放置されている車両については、平成21年度は3台の指導を行っています。

無断で市道上の電柱などに貼り付けてある違反広告物について除去を行っています。
平成21年度は409枚の違法看板を除去しました。

(3) 放置自動車の対策

市内の道路や公園に放置されている自動車は、街の景観を損なうばかりでなく、交通の障害、子どもの危険な遊び場、放火、ごみの投棄場所など様々な悪影響を及ぼしています。そこで釧路市では、放置自動車対策として「釧路市自動車放置防止条例」を平成17年10月に制定しています。

同条例第15条に基づく釧路市廃自動車認定等委員会を設置し、同委員会の意見を聴いて、放置自動車を廃自動車として認定する基準（廃自動車認定基準）を定めました。

この基準に基づく平成21年度の廃自動車の認定台数や、過年度繰越分を含めた撤去の状況は表4-3-7のとおりです。

表4-3-7 廃自動車の認定及び撤去の状況 (平成21年度)

	台数	市有地	民有地
平成21年度廃自動車認定台数	28台	20台	8台
前年度の繰越を含めた台数	29台	21台	8台
撤去した台数	23台	18台	5台
所有者・地権者が撤去	15台	11台	4台
市が撤去	8台	7台	1台
他課等（国・道含む）に移管した台数	0台	0台	0台
調査終了とした台数	1台	0台	1台
次年度に繰越した台数	5台	3台	2台